

令和 6 年度神奈川県児童・生徒の問題行動・不登校等調査 調査結果の概要（学校用）

1 主な調査結果

項目（調査対象）	令和 6 年度	令和 5 年度	増 減
暴力行為の発生件数 （公立小・中・高等学校）	14,537 件	11,792 件	2,745 件 増加
いじめの認知件数 （公立小・中・高・特別支援学校）	50,996 件	44,274 件	6,722 件 増加
いじめの解消率			
令和 7 年 3 月 31 日現在の状況	70.0%	71.3%	1.3 ポイント 減
令和 7 年 7 月 20 日現在の状況【県独自】	90.0%	91.6%	1.6 ポイント 減
公立小・中学校 長期欠席者数	34,545 人	32,984 人	1,561 人 増加
うち小・中学校不登校児童・生徒数	24,250 人	23,629 人	621 人 増加
公立高等学校 長期欠席者数	8,251 人	8,068 人	183 人 増加
うち高等学校不登校生徒数	3,850 人	3,947 人	97 人 減少
中途退学者数 （公立高等学校）	2,180 人	2,253 人	73 人 減少

* 文部科学省実施の「令和 6 年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」に基づき、神奈川県教育委員会が「令和 6 年度神奈川県児童・生徒の問題行動・不登校等調査」として独自に調査項目を加え、県内の全公私立小・中・高等学校及び特別支援学校等を対象に実施

* 小学校には義務教育学校前期課程を、中学校には義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程を、高等学校には中等教育学校後期課程を含む

○令和 6 年度、すべての校種において、暴力行為、いじめが増加。不登校は小・中学校で増加、高等学校で減少。

○令和 5 年度から開始した「かながわ子どもサポートドック」の取組等により、児童・生徒の抱える困難をキャッチし、早期発見につなげられたことが、増加の要因の一つであるとする。

2 主な調査結果の概要

(1) 暴力行為の状況（公立小・中・高等学校）

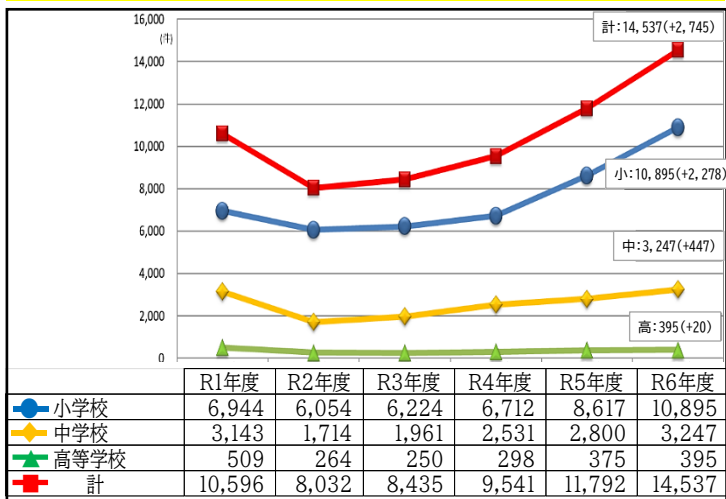
暴力行為の発生件数について

公立小・中・高等学校における暴力行為の発生件数は、前年度より 2,745 件増加し 14,537 件でした。

暴力行為の発生件数の増加は、いじめの積極的な認知が、暴力行為の把握にもつながっていると考えられます。

暴力をしてしまう背景には、ストレスや葛藤などが要因であったり、家庭や生活環境などが一因となったりしている場合があります。

暴力行為の発生件数の推移（公立小・中・高等学校）



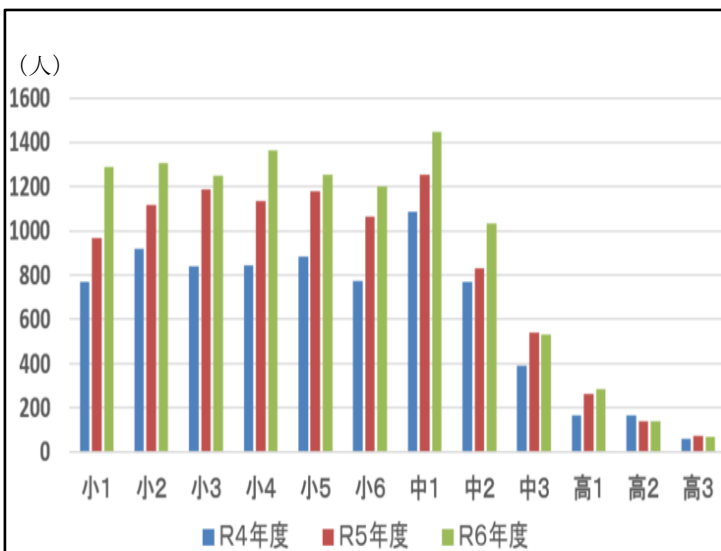
学年別加害児童・生徒数について

令和4年度と比較すると、小学校1年生、4年生の加害児童数の増加が顕著です。また、令和5年度と比較すると小学校1年生は323人増加しました。

小学校低学年全体的な暴力行為の増加については、進学に伴う生活環境や学習環境、友人関係の変化等（いわゆる小1プロブレム）も影響していると考えられます。

気持ちのコントロールの方法や、暴力ではない感情の伝え方について、発達段階に応じた継続的な指導が効果的です。

学年別加害児童・生徒数の推移（公立小・中・高等学校）



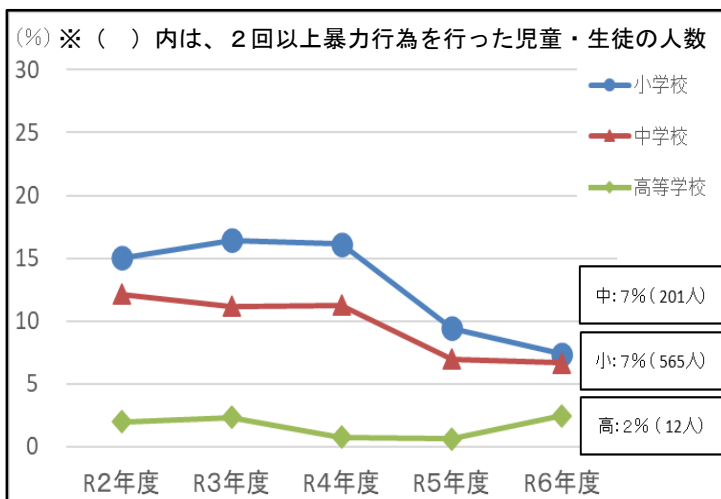
暴力行為を繰り返し行う児童・生徒について

2回以上の暴力行為を行った児童・生徒の割合は、全校種で1割以下であったが、高等学校においては微増しました。

暴力行為はいかなる理由があっても許されるものではなく、毅然とした対応が重要です。

暴力行為を繰り返してしまう児童・生徒を早期に発見し、家庭・地域社会等の理解を得て地域ぐるみでの取組を推進するほか、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと協働しながら、関係機関と連携して、教育相談体制を充実させ、適切な支援を行うことが大切です。

2回以上の暴力行為を行った児童・生徒の割合（公立小・中・高等学校）



<参考>みんなが「わくわく」する学校に 11~12 ページ

(2) いじめの状況（公立小・中・高・特別支援学校）

※神奈川県教育委員会独自の調査項目：「いじめの現在の状況（令和7年7月20日現在の状況）」

いじめの認知件数について

公立小・中・高・特別支援学校におけるいじめの認知件数は、前年度より6,722件増加し、50,996件でした。全ての校種において認知件数が増加しました。いじめの解消率は、令和7年3月31日時点の70.0%から、令和7年7月20日時点で90.0%となりました。

いじめの認知件数の増加は、いじめを受けた側に立って積極的に認知した結果といえます。そして認知したいじめの解消に向けて取り組んでいます。一方で、多くの児童・生徒がいじめにより心身の苦痛を感じてきたことも事実です。

学年別いじめの認知件数において、小学校1年生から5年生の発生件数が多く、全体の約7割を占めていますが、低学年から『いじめは何かあってもしてはいけない』ことや、『傍観者になることなく、全員でいじめをなくす』ことなど、いじめに関する指導・支援を重ねたことで、小学校6年生以降の学年でいじめの認知件数が減少したと考えられます。

今後も、全ての教員がいじめの定義を理解し、些細な兆候も見逃さず、粘り強く指導・支援をお願いします。

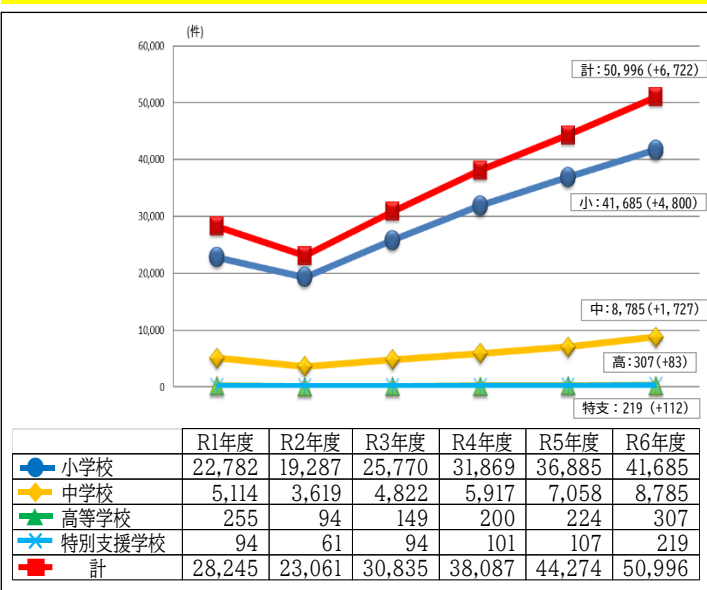
いじめの重大事態について

公立小・中・高・特別支援学校におけるいじめの重大事態の発生件数は85件であり、前年度の約4倍（63件増）となりました。

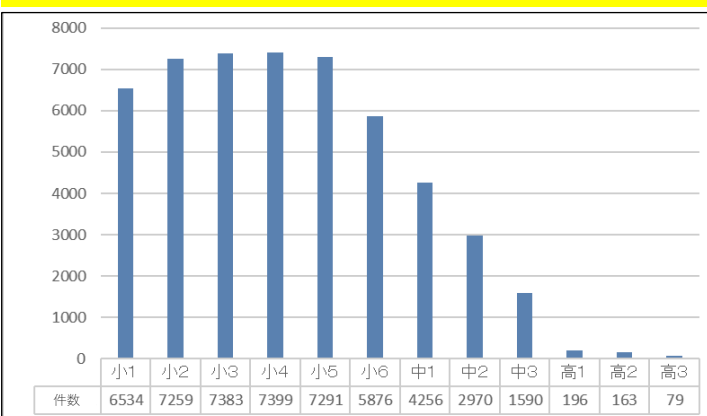
いじめの重大事態が発生した場合、いじめを受けた児童・生徒が、一刻でも早く安全で安心できる生活に戻ることができるように対処するとともに、次の重大事態を発生させないために、十分な調査を行い分析することが大切です。

いじめに対しては、早期発見・早期対応が重要であり、『いじめの重大事態の調査に関するガイドライン チェックリスト』を活用し、平時より、学校全体でいじめの防止に取り組み、重大化させないことが必要です。

いじめの認知件数の推移（公立小・中・高・特別支援学校）



学年別いじめの認知件数（公立小・中・高・特別支援学校）



<参考>みんなが「わくわく」する学校に8～10ページ

いじめの重大事態の発生件数

重大事態発生件数		R1	R2	R3	R4	R5	R6
(件)		25	14	8	14	22	85
	第1号	8	3	4	7	9	50
	第2号	20	13	5	13	18	62

いじめの重大事態（いじめ防止対策推進法第28条第1項）

- ・いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（第1号）
- ・いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（第2号）

<参考>いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（文部科学省 令和6年8月改訂版）

(3) 長期欠席・不登校児童・生徒の状況（公立小・中学校）

長期欠席・不登校児童・生徒数について

公立小・中学校における長期欠席者数は、前年度より1,561人増加し、34,545人でした。そのうち、不登校の児童・生徒数は前年度より621人増加し、24,250人でした。

不登校の児童・生徒数の増加は、「不登校はどの児童・生徒にも起こり得ること」、「不登校を問題行動として判断してはならないこと」、「適度な休養の必要性」等の、不登校児童・生徒への支援の在り方に関する理解が進んでいることも背景として考えられます。

一方で、多くの児童・生徒が不登校となっており、学校が安全・安心な学びの場となるよう、今後も魅力ある学校づくりに努める必要があると考えています。

誰一人取り残さない「学びの場」の確保について

公立小・中学校における、学校外の機関で相談・指導を受けた児童・生徒数は、教育支援センターでは前年度より46人増加して1,617人、民間団体・民間施設では前年度より68人増加して1,144人でした。

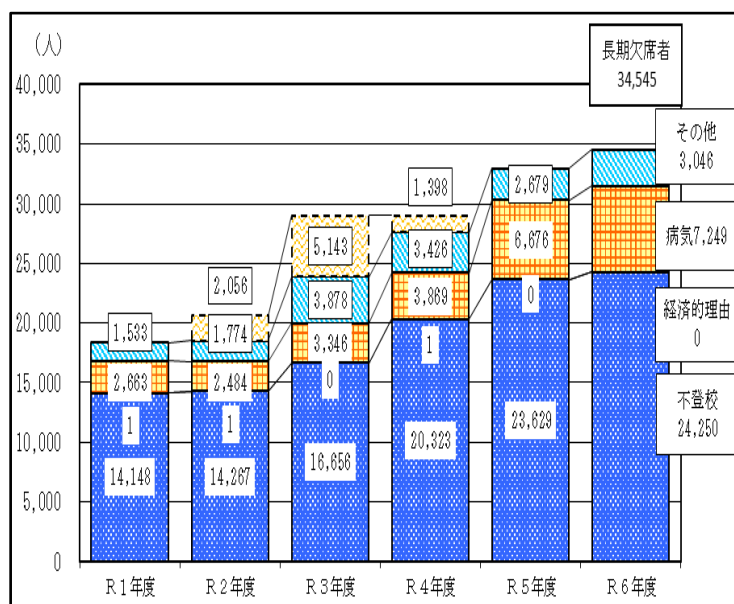
全ての児童・生徒に対し、学校内外を問わず、多様な学びの場を選択できることが大切です。校内での支援体制を整備するとともに、教育支援センターやフリースクール等と連携するなど、一人ひとりのニーズに応じた活動を支援できるよう、取り組んでいきましょう。

不登校児童・生徒の学習評価について

公立小・中学校における、欠席中に行った学習に係る評価が行われた不登校児童・生徒数は5,491人で、不登校児童・生徒数全体における割合は22.6%でした。

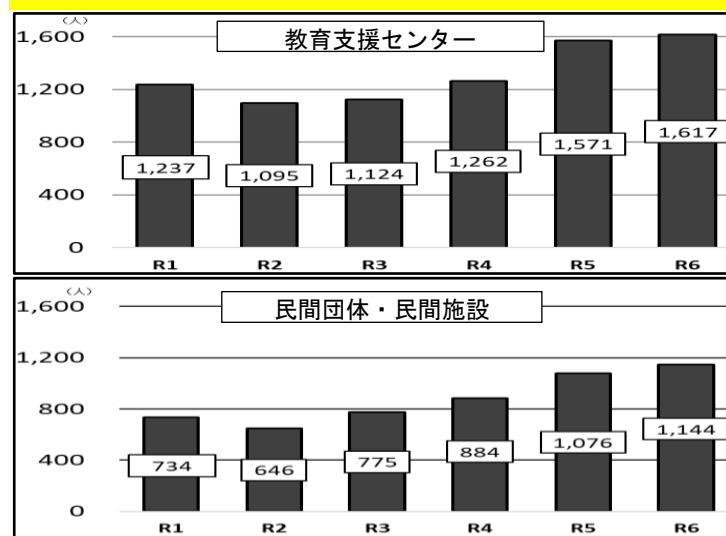
児童・生徒や保護者にとって、学校内外での取組が認められることは大きな励みとなり、社会的自立に向けた意欲が高まることが期待されます。右の取組例に示すような、多様な学びの場で取り組んだ成果を積極的に認めるよう、工夫していきましょう。

理由別長期欠席者数の推移（公立小・中学校）



<参考>みんなが「わくわく」する学校に2～5ページ

学校外の機関で相談・指導を受けた児童・生徒数



<参考>教育支援センターを中心とした不登校対策の手引き

【学習の成果を認める取組例】

- ・自宅等、学校外の学びの場から、オンラインで学校の授業に参加
- ・プリントや実技教科の作成キット等に取り組み、成果を提出
- ・フリースクール等との連携の一つとして、児童・生徒の活動に関する情報のやりとりから（フリースクール等への訪問や、報告の内容等）
- ・オンライン教材（eラーニング教材）の取組成果

(4) 長期欠席・不登校生徒の状況（公立高等学校）

長期欠席・不登校の生徒について

公立高等学校における長期欠席者数は、前年度より183人増加し、8,251人でした。そのうち、不登校の生徒数は、前年度より97人減少し、3,850人でした。

長期欠席者・不登校の生徒の数は依然高止まりしていると捉えています。

長期欠席・不登校の未然防止や、不登校状態の解消には、生徒が抱える困難を早期に把握し、適切な支援につなげることが重要です。

不登校の生徒の状況について

不登校の生徒のうち、50日以上欠席している生徒は159人減少、不登校の生徒のうち、中途退学、原級留置になった生徒も115人減少しています。

「かながわ子どもサポートドック」等の取組により、生徒が抱える困難を早期に把握し、適切な支援につなげたことが、不登校の生徒のうち、50日以上欠席している生徒、中途退学、原級留置になった生徒が減少した一因と考えられます。

<参考>みんなが「わくわく」する学校に6ページ

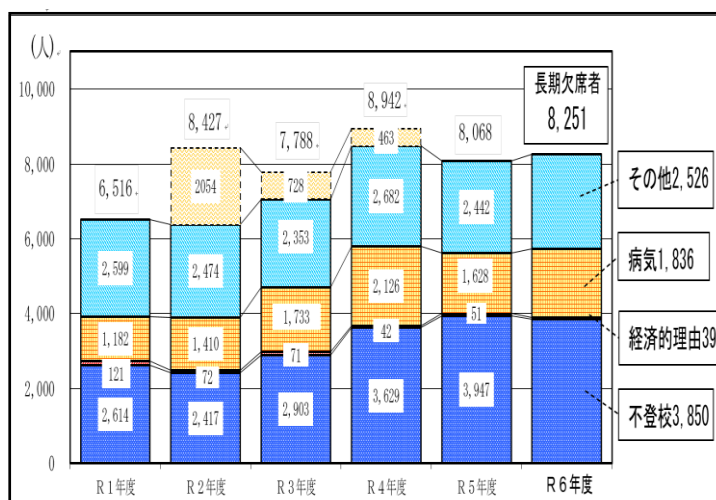
学校内外での相談体制について

不登校の生徒のうち、学校外で相談・指導等を受けた生徒は569人（不登校の生徒のうち14.8%）、学校内の養護教諭やスクールカウンセラー等による専門的な相談・指導等を受けた生徒は1,212人（不登校の生徒のうち31.5%）でした。

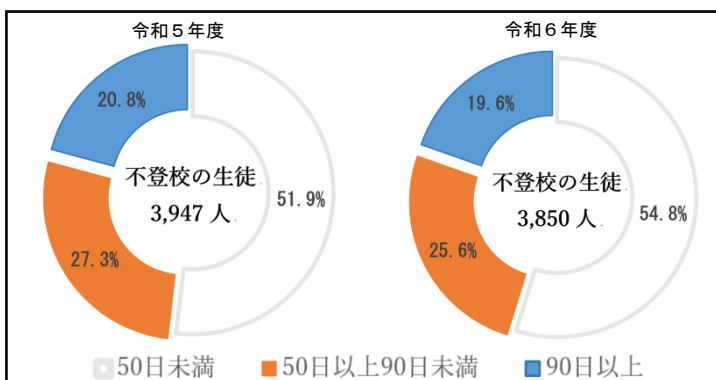
生徒が自分一人で困難を抱えてしまわないよう、学校内外の相談窓口の周知や、プッシュ型面談等の積極的な支援が重要です。

<参考>教育相談窓口
— 神奈川県教育委員会ホームページ

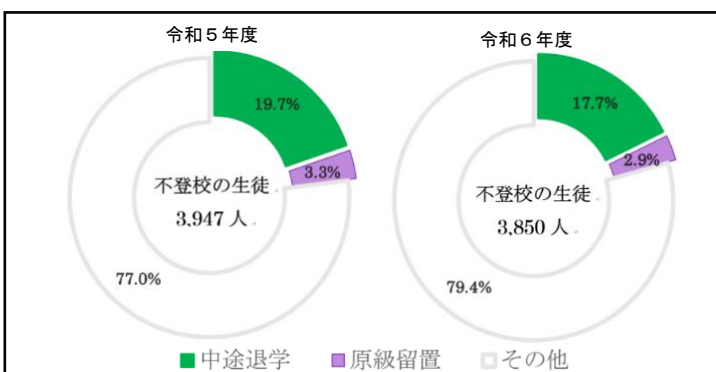
理由別長期欠席者数の推移（公立高等学校全日制・定時制合計）



欠席日数別不登校生徒の状況の令和5年度との比較



不登校生徒のうち、中途退学・原級留置になった生徒の令和5年度との比較



学校外の機関や学校内の教職員等からの相談・指導等を受けた生徒数

	区分	人数 (人)	不登校生徒に おける割合(%)
①	学校外の機関等で相談・指導等を受けた生徒	569	14.8%
	不明	504	13.1%
②	学校内の養護教諭やスクールカウンセラー等による専門的な相談・指導等を受けた生徒	1,212	31.5%
③	①、②による相談・指導等をしていない生徒のうち、教職員による継続的な相談・指導等を受けていた生徒	734	19.1%

①、②は複数回答可

(5) 中途退学者等の状況（公立高等学校）

中途退学者数及び中途退学率について

公立高等学校における中途退学者数は、全課程合計で 73 人減少(全日制は 17 人増加、定時制は 55 人減少、通信制は 35 人減少)し、2,180 人でした。全課程合計での中途退学率については減少しました。

令和 2 年度以降中途退学者、中途退学率はともに増加・上昇していましたが、定時制と通信制において減少したため、令和 6 年度は減少傾向に転じました。引き続き、教育相談体制等の充実を進めることが重要です。

学業不振による中途退学者について

事由別中途退学者において、学業不振は前年度より全課程合計で 100 人減少し、105 人となりました。

I C T の利活用等による授業改善が進んだこと、また、県立高等学校及び中等教育学校においては、令和 6 年度から開始した不登校生徒等に対する学習機会の確保により単位認定が可能となる取組が、学業不振を理由とする中途退学者が減少した一つの要因であると考えています。

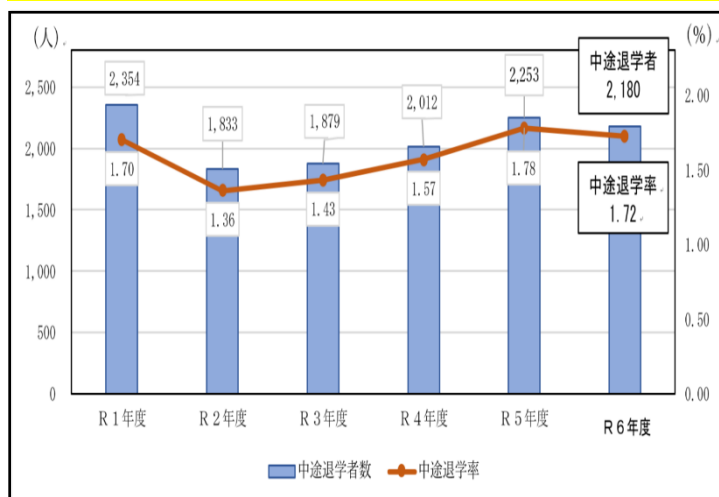
学校生活・学業不適応による中途退学者について

事由別中途退学者において、学校生活・学業不適応は前年度より全課程合計で 108 人増加し、835 人となりました。

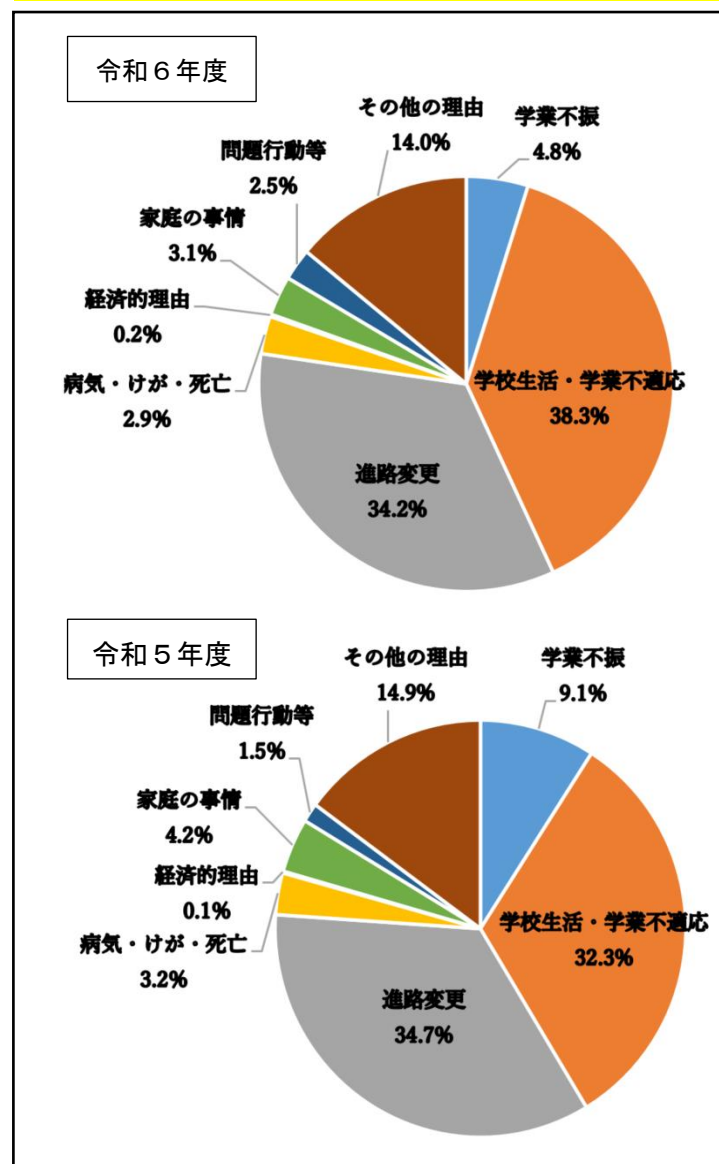
各学校においては、引き続き、生徒が「学校が楽しい」、「授業がよくわかる」等と実感でき、充実した学校生活を送ることが出来るような生徒目線に立った魅力ある学校づくりを目指していくことが重要です。

<参考>みんなが「わくわく」する学校に 7 ページ

中途退学者数の推移[全課程合計]



事由別中途退学者の令和5年度との比較[全課程合計]



(6) 自殺の状況（公立小・中・高等学校）

公立小・中・高等学校における児童・生徒の自殺は、前年度より6人減少し、15人でした。

本県の公立学校において、15人の生徒の尊い命が失われたことを重く受け止めています。令和5年度から実施している「かながわ子どもサポートドック」の取組等を充実させ、学校全体で自殺予防の取組をより一層推進していくことが重要です。

3 今後の対応の方向性

【未然防止】

「魅力ある学校づくり」

一人ひとりの児童・生徒の声を大切にし、落ち着いて過ごせる「居場所づくり」や、主体的な活動を通じて、豊かな人間関係につなげる「絆づくり」など、「魅力ある学校づくり」を進めます。

【早期発見・早期対応】

「かながわ子どもサポートドック」

児童・生徒が抱える課題や困難をいち早くキャッチし、すべての児童・生徒にとって、安全・安心な生活を送ることができるよう、「かながわ子どもサポートドック」の取組実績等を、市町村教育委員会や各学校と共有し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と連携した教育相談体制の強化を図ります。

【継続的な支援】

「多様な居場所との連携」

教育支援センターやフリースクール等との連携などにより、学校内外において、不登校の児童・生徒が安心して過ごせる居場所を充実するなど、学習支援や教育相談の取組を推進します。

【概要1 参考資料等】 ※各ページの **<参考>** からアクセスできます。

令和5年度神奈川県児童・生徒の問題行動・不登校等調査 調査結果の分析・活用資料 「みんなが『わくわく』する学校に」 ～元気な学校づくりのために～ 神奈川県教育委員会 令和6年10月	
教育支援センターを中心とした不登校対策の手引き ～教育支援センターの役割を考える～ 神奈川県教育委員会 令和7年3月	
教育相談窓口 神奈川県教育委員会ホームページ 令和7年5月	
いじめの重大事態の調査に関するガイドライン 文部科学省 令和6年8月改訂	

〔参考〕文部科学省による定義・調査基準

○「暴力行為」

「暴力行為」とは、「**自校の児童・生徒が、故意に有形力（目に見える物理的な力）を加える行為**」をいい、被暴力行為の対象によって、次の四形態に分類し調査しています。ただし、家族・同居人に対する暴力行為は、調査対象外としています。

○「**対教師暴力**」（教師に限らず、用務員等の学校職員も含む）の例

- ・ 指導されたことに激高して教師の足を蹴った
- ・ 教師の胸倉をつかんだ
- ・ 教師の腕をカッターナイフで切りつけた
- ・ 養護教諭目掛けて椅子を投げ付けた
- ・ 定期的に来校する教育相談員を殴った
- ・ その他、教職員に暴行を加えた

○「**生徒間暴力**」（何らかの人間関係がある児童・生徒同士に限る）の例

- ・ 同じ学校の生徒同士がけんかとなり、双方が相手を殴った
- ・ 高等学校在籍の生徒2名が、中学校時の後輩で、中学校在籍の生徒の身体を壁に押し付けた
- ・ 部活動中に、上級生が下級生に対し、指導と称して清掃道具でたたいた
- ・ 遊びやふざけを装って、特定の生徒の首をしめた
- ・ 双方が顔見知りで別々の学校に在籍する生徒同士が口論となり、けがには至らなかったが、身体を突き飛ばすなどした
- ・ その他、何らかの人間関係がある児童・生徒に対して暴行を加えた

○「**対人暴力**」（対教師暴力、生徒間暴力の対象者を除く）の例

- ・ 学校行事に来賓として招かれた地域住民に足蹴りをした
- ・ 偶然通りかかった他校の見知らぬ生徒と口論になり、殴ったり蹴ったりした
- ・ 登下校中に、通行人にけがを負わせた
- ・ その他、他者（対教師及び生徒間暴力の対象を除く）に対して暴行を加えた

○「**器物損壊**」（学校の施設・設備等の損壊）の例

- ・ 教室の窓ガラスを故意に割った
- ・ トイレのドアを故意に壊した
- ・ 補修を要する落書きをした
- ・ 学校で飼育している動物を故意に傷つけた
- ・ 学校備品（カーテン、掃除道具等）を故意に壊した
- ・ 他人の私物を故意に壊した
- ・ その他、学校の施設・設備等を故意に壊した

なお、調査においては、当該暴力行為によってけががあるかないかといったことや、けがによる病院の診断書、被害者による警察への被害届の有無などにかかわらず、当該暴力行為の内容及び程度等が、**例に掲げているような行為と同等か又はこれらを上回るようなものを全て対象**としています。

○「いじめ」

「いじめ」とは、「児童・生徒に対して、当該児童・生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童・生徒と一定の人的関係にある他の児童・生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているもの」（いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）。（以下「法」という。）第2条第1項）をいいます。なお、起こった場所は学校の内外を問いません。

（注1）個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、法が制定された趣旨を十分踏まえ、行為の対象となった者の立場に立って行います。特に、いじめには多様な態様があることに鑑み、いじめに該当するか否かを判断するに当たり、定義のうち「心身の苦痛を感じているもの」との部分限定して解釈されることのないようにします。例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童・生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要があります。

（注2）「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童・生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童・生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童・生徒が有する何らかの人的関係を指します。

（注3）「物理的な影響を与える行為」には、身体的な影響を与える行為のほか、金品をたかったり、物を隠したり、嫌なことを無理矢理させたりすることなども含まれます。

（注4）「行為」には、「仲間はずれ」や「無視」など、直接的に関わるものではないが、心理的な圧迫等で相手に苦痛を与えるものも含まれます。

（注5）けんかやふざけ合い、暴力行為等についても、背景にある事情の調査を行い、児童・生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。

いじめの解消（いじめ防止等のための基本的な方針（平成29年3月14日改定）より抜粋）

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

○「長期欠席者」及び「不登校」等欠席理由

「長期欠席者」とは、「児童・生徒指導要録」の「欠席日数」欄の日数により、1年間に30日以上登校しなかった(連続したものであるか否かを問わない)児童・生徒をいいます。

「長期欠席」の理由として、「病気」「経済的理由」「不登校」「その他」に分類し、理由が2つ以上あるときは、主な理由を1つ選びます。

○「病気」とは、「本人の心身の故障等（けがを含む）により、入院、通院、自宅療養等のため、長期欠席したこと」です。（自宅療養とは、医療機関の指示がある場合のほか、自宅療養を行うことが適切であると児童・生徒本人の周囲の者が判断する場合も含む）

○「経済的理由」とは、「家計が苦しくて教育費が出せない、児童・生徒が働いて家計を助けなければならない等の理由で長期欠席したこと」です。

○「不登校」とは、「何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童・生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にあること（ただし、「病気」や「経済的理由」による者を除く）」です。

◇「不登校」の具体例

- ・友人関係又は教職員との関係に課題を抱えているため登校しない（できない）。
- ・遊ぶためや非行グループに入っていることなどのため登校しない。
- ・無気力でなんとなく登校しない。迎えに行ったり強く催促したりすると登校するが長続きしない。
- ・登校の意志はあるが身体の不調を訴え登校できない。漠然とした不安を訴え登校しないなど、不安を理由のため登校しない（できない）。

○「その他」は、「上記「病気」、「経済的理由」、「不登校」のいずれにも該当しない理由により長期欠席したこと」です。

◇「その他」の具体例

- ・保護者の教育に関する考え方、登校についての無理解、家族の介護、家事手伝いなどの家庭の事情から長期欠席している。
- ・外国での長期滞在、国内・外への旅行等のため、長期欠席している。
- ・連絡先が不明なまま長期欠席している。
- ・感染症の回避（ただし、「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として、指導要録上、「出席停止・忌引き等の日数」の欄に記入し、欠席とはしないとされた場合を除く。）

神奈川県教育委員会の主な取組について

かながわ元気な学校ネットワークの推進(H23～)

子どもたちのいじめ・暴力行為及び不登校などを防止し、県内のすべての学校や地域に、子どもたちの笑顔があふれることをめざし、学校、保護者、関係機関・団体等、地域社会全体が一体となった取組を推進する。

学びをつくる(魅力ある学校づくり)

■かながわ学びづくり推進地域研究委託事業(H19～)

市町村教育委員会と連携し、分かる授業、学ぶ楽しみを実感できる授業を展開するなど、魅力ある学校づくりを進めることにより、児童・生徒の問題行動等や不登校の未然防止を図る。

■学級経営支援事業(H27～)

小学校において、経験豊かな退職教員を非常勤講師として派遣し、問題行動等の未然防止を図る。

■小学校教科担任制推進事業(R7～)

専科担当教員の配置と学級担任間の授業交換による指導により、小学校における教科担任制を推進することで、専門性の高い教科指導による教育の質の向上や校内の組織的な指導力・対応力の向上を図る。(令和4年度から令和6年度は小学校高学年教科担任制推進事業として実施。)

■教育相談コーディネーターの養成・配置(H16～)

国が示す「特別支援教育コーディネーター」を、県の「支援教育」の理念に基づき養成し、チーム支援の中核を担う役割として配置し、全公立学校でのさらなる活用を図る。

学びを支える(関係機関との連携)

■かながわ子どもサポートドック(R5～)

学校を支援のプラットフォームとし、スクリーニング等により、子どもたちが抱える困難を確実にキャッチし、支援につなぐことができる教育相談体制を推進する。

■県学校・フリースクール等連携協議会(H18～)

不登校の児童・生徒への支援の在り方等について、学校や教育関係機関と県内のフリースクール等との相互理解や連携強化を図るとともに、不登校で悩む児童・生徒や高校中退者及びその保護者等を対象に相談会を行い、一人ひとりの将来の社会的自立に向けた支援の充実を図る。

■相談窓口の充実(H6～)

総合教育センターに電話相談窓口として「24時間子どもSOSダイヤル」、SNSを活用した相談として開設した「SNSいじめ相談@かながわ」を令和5年度より「中高生SNS相談@かながわ」に名称を変更して実施し、多様な相談窓口の充実を図る。

■スクールカウンセラー活用事業(H7～)

(R7) 中学校：全中学校に配置(政令市は独自に配置) 小学校：中学校に配置のSCが対応

高 校：全県立高等学校及び県立中等教育学校に配置。

スクールカウンセラースーパーバイザーを教育局(H14～)、スクールカウンセラーアドバイザーを教育事務所(H27～)に配置。…SCの相談業務の支援等

■スクールソーシャルワーカー活用事業(H21～)

(R7) 小・中学校：4教育事務所に配置(政令・中核市は独自に配置)

高 校：全県立高等学校及び県立中等教育学校に配置。

不登校の生徒への支援に特化したSSWを県立高等学校30校及び総合教育センターに配置。

スクールソーシャルワーカースーパーバイザーを教育局(H21～)、スクールソーシャルワーカーアドバイザーを教育事務所(R5～)に配置…SSWの相談業務の支援等

社会とつながる(家庭・地域との協働)

■かながわ子どもスマイル(SMILE)ウェーブ(H23～)

平成24年3月に開催の「かながわ元気な学校づくり全県生徒代表総会」を契機に、県内の各地域で大人が子どもの育ちに関心を持ち、積極的に子どもと関わりを深めるため、毎年度、県内5会場において「かながわ子どもスマイル(SMILE)ウェーブ地域フォーラム」を開催し、元気な学校づくりに向けた児童・生徒の主体的な取組を推進する。

■小・中学校におけるコミュニティ・スクールの促進(H29～)

保護者や地域の住民が学校運営に参画した「地域とともにある学校」づくりを進めることで、学校・家庭・地域が協働して、児童・生徒の豊かな学びと健やかな育ちを実現させるために、各市町村教育委員会によるコミュニティ・スクール導入や内容の充実を図る。

「いのち」の授業の推進(H24～)

「いのち」のかけがえのなさ、夢や希望をもって生きることの大切さ、人への思いやりなど、「いのち」や他者との関わりを大切に、子どもたちにあらゆる人がかかわって百万通りの「いのちの授業」を展開し、心ふれあう教育の推進を図る。各学校等で行われているいのちを大切にすることをめぐむ様々な実践<道徳科や各教科等の時間、防災教育、食育の指導、外部講師の招聘、福祉や農業などのボランティア活動等>を「いのちの授業」として収集、ホームページにて公開。